

3. 水道水質管理について

(1) 水質基準等の改正について

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条に定める水質基準については、平成 15 年の厚生科学審議会答申に基づき、最新の科学的知見に従い逐次改正方式により見直しを行っている。

現在のところ、水質基準項目については、平成 29 年 4 月に変更する予定のものはないが、水質管理目標設定項目の農薬類のうち、対象農薬リストに掲げる農薬の 2 物質の目標値の見直し等を予定している（平成 29 年 4 月 1 日施行予定）。

また、水質基準に係る検査法を定める検査方法告示について、臭素酸の検査法として液体クロマトグラフィー質量分析法を追加すること、金属類の検査において市販混合標準液の使用及び保存を認めること等の改正を検討中である（平成 29 年 4 月 1 日施行予定）。

(2) 危機管理対応について

① 水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について

水道水は、飲用のみならず生活・都市機能維持のために使用されており、断水は市民生活に大きな影響を及ぼす。厚生労働省では、近年の水質事故の経験も踏まえ、水道事業者が断水による影響を考慮し、摂取制限の対応を行いつつ給水を継続することを選択肢として適切に判断できるよう、その考え方を検討の上取りまとめ、「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について（平成 28 年 3 月 31 日付け生食水発 0331 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長）」にて通知した。

本通知は、突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応について示している「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知）を補完するものであり、これを変更するものではないことに留意されたい。

また、摂取制限を伴う給水継続を実施する場合は、水質事故等に関する情報の提供をお願いしている「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付け健水発 1025 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知）に基づく報告をお願いする。

② 水安全計画の策定促進等

「水安全計画」は、HACCP の考え方を水道へ導入し、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提唱しているものである。我が国においても、工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性をより一層高めるための手段として、その策定を推奨している。

厚生労働省では、計画の策定を推進するため、平成 20 年 5 月に「水安全計画策定ガ

イドライン」を策定、ケーススタディ等の共有を行ってきたが、平成 27 年 3 月末時点での上水道事業者及び水道用水供給事業者の策定率は 16%にとどまっている。

厚生労働省では、平成 27 年 6 月に中小規模の水道事業者等の使用を念頭に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公開し、水安全計画の策定による安全な水供給の確保を推進している。未策定の水道事業者等においては、早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保に向けて検討を進めるようお願いする。また、策定済の水道事業者等においても、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うようお願いする。

③ 飲料水健康危機管理実施要領について

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成 25 年 10 月）を定めている。その中で、都道府県、水道事業者等に対して、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理のより迅速かつ適正な実施を依頼するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、厚生労働省へ連絡するようお願いしているところ。改めて緊急時の迅速かつ適正な対応をお願いする。

また、昨今残留塩素濃度の低下、大腸菌の検出等の事故も発生しており、平成 22 年 7 月 23 日付け事務連絡「浄水施設における次亜塩素酸ナトリウム注入設備に関する留意事項について」に留意の上、消毒設備の適切な維持管理等、衛生対策の徹底等について遺漏なきようお願いする。